

## 令和6年度第2回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和7年3月13日（木）13：30～14：30
- 2 場 所 さぬき市辛立文化センター
- 3 出席者 【委員】 平野委員、藤井委員、岡村委員、朝倉委員、檜原委員、中川委員、金子委員、國方委員、長田委員、喜岡委員、中村委員、和田委員
- 【事務局】 石原市民部長 山田課長 川田課長補佐 石原副主幹  
大高辛立文化センター館長
- 【オブザーバー】 大山市長
- 4 傍聴者 あり 1人
- 5 会議次第 1 開会  
2 市長あいさつ  
3 会長あいさつ  
4 諮問書の交付  
5 議事  
・人権啓発推進員の設置について  
6 その他  
7 閉会
- 6 配布資料  
令和6年度第2回さぬき市人権擁護審議会次第  
資料1-① さぬき市職員人権啓発推進員設置要綱（素案）  
資料1-② 人権啓発推進員 課等推進内容一覧（素案）  
資料1-③ 推進内容の検証・検討イメージ  
資料2 さぬき市インターネットモニタリング研修の取組報告

### 7 議事の経過及び発言要旨

| 発言者 | 意見概要                                                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
|     | < 開 会 >（13：30）                                                    |
| 事務局 | 令和6年度の第2回さぬき市人権擁護審議会を開催いたします。<br>開会に先立ちまして、さぬき市長大山茂樹よりご挨拶を申し上げます。 |
| 市長  | 〈市長あいさつ〉                                                          |
| 事務局 | 続きまして、さぬき市人権擁護審議会の喜岡会長からご挨拶を申し上げます。                               |
| 会長  | 〈会長あいさつ〉                                                          |
| 事務局 | ここからの進行は会長にお願いいたします。                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長  | <p>それでは始めたいと思います。本日の会議が成立しているかどうかについて、事務局より報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>本審議会は委員総数14名のうち、12名の出席をいただいております。委員の過半数に達しておりますので審議会規則第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立をしていることをご報告いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会長  | <p>定数を満たしておりますので、ただいまから会議を始めていきたいと思います。それでは事務局をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>それでは、大山市長から諮問書の交付を行いますので、喜岡会長にお受け取りいただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 市長  | <p>〈市長から諮問書の交付〉<br/> さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例第4条第2項に基づき、次の事項について審議会の意見を求めます。諮問事項として人権啓発推進委員の設置について諮問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 会長  | <p>市長から人権啓発推進員を設置するということについて審議会に意見をまとめてもらいたということで諮問書をいただきました。このことを議題として、今日の審議会を始めたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>議事に移りたいと思います。審議会規則第5条第1項により、議長は、会長が行うと定められておりますので、喜岡会長に議事の進行をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 会長  | <p>会議をはじめる前にお諮りいたします。この会議は公開となっておりますので、誰が傍聴してもよいということになっています。傍聴希望の方はいますか。事務局報告してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>現在、1名の希望があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会長  | <p>傍聴者の方がいるということなので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>〈傍聴 承認〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会長  | <p>それでは議事を始めたいと思います。まず人権啓発推進員の設置について事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>〈資料1-①、1-②、1-③について説明〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会長  | <p>事務局からの説明が終わりました。人権啓発推進員を各課に設置し、推進員が各課の業務の中でどのような人権問題があるのかを自覚し、課題に取り組んでくという内容だったと思います。提案の理由ですが、今までも住民を尊重するとか、職員を尊重するといった思いやりの観点から、さまざまな配慮をしてくれています。障害者の専用駐車場を作ったり、スロープをつけたり、いろいろ進めてきましたが、人権尊重を「思いやり」から、より積極的に推進していくための体制づくりだというような話だったと思います。</p> <p>それでは、どなたからでもご発言いただきたいと思います。発言する方は発言の冒頭にお名前を述べた上でご発言ください。発言内容は議事録として公開されるということになりますので、その点よろしくお願いします。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>人権啓発推進員の設置について32の課と室の中でそれぞれ1名配置するということですが、それぞれの課の中でどういったことに取り組んでいくのかは、説明を聞いてわかりました。それぞれの課で取り組んだことを、推進員同士で情報共有するような場を設けるような計画はしていないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 会長  | <p>3、4人できたらまとめてご発言いただければと思います。質問内容が重なる場合もあるかもしれませんので。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員  | <p>今お話を伺って人権啓発推進員を設置することは、これは大変良い取り組みだと思います。職場ごとにそれぞれ取り組みをやっていくようですが、ある課ではこういう取り組みをしましたというのを、他の課がそれを見習って広げていくみたいな感じで考えられているのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | <p>生活困窮者の方の相談を受け、福祉事務所に相談したことがあります。その際は、福祉総務課ではなく、社会福祉協議会へ通されて、そこで相談しました。その際になかなか制度に繋がらない状況なので、私としても非常にもどかしい面がありました。私の意見として、本当に困っている人、明日のご飯のない人の人権をどうやって守っていくのか。私たちの立場としては、その人に二度とそういうことのないようにしてもらいたいということで、いろいろと相談を受けるのですが、そういう人の生活が早く安定する方法がないのかというようなことを感じます。非常に難しいことではあります。</p>                                                                                           |
| 会長  | <p>3名の方からご意見が出ていますので、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>先ほどお二人からご意見がございましたが、共通の内容ですので、合わせてお答えをさせていただきます。まず、ご提案いただきありがとうございます。これにつきましては、年度初めに必ず1回は集まってもらおうと思っていますので、前年度の取り組みについて情報共有はできると考えています。また、庁内用のイントラネットを活用し情報提供等もしながら進めていきたいと考えております。</p> <p>それから、生活困窮者の方からの相談についてですが、福祉総務課や、社会福祉協議会で相談しても、なかなか解決に至っていないということだと思います。そういった部分も含めて、人権を守る、人権を尊重していくという視点を、まずは私たち行政職員が認識しておくことが必要だと思います。そういった視点で考えていくということを今回は盛り込んだ内容としております。</p> |
| 会長  | <p>ご意見ありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委員  | <p>ないです。もどかしい面があります。こういうのは難しい問題です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会長  | <p>行政と当事者と地域の各種団体とが共同して、何かいい知恵はないかというような、連携協議はなされているのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | <p>難しい面があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 会長  | <p>よく「生活保護受けたらいい」という方もいらっしゃいますが、受け入れがたい人もいますから。今もその話は続いているのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員  | <p>続いています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長  | <p>人権啓発推進員のイメージをしにくい方もいると思いますが、ご意見はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>人権啓発推進員の課の中での立場についてです。その課の中での人権に対するトップというふうに理解していいのでしょうか。もし、課内で人権に対して課題があった時に、その人が注意できるかどうか。課長補佐が推進員に当たるというふうになっていますが、課長との関係性がどうなるのか。山田課長が言ったように、人権を守るだけではなく、推進していくといった話があるなかで、少しわかりにくい部分があります。課の中で推進員がどういった位置付けになるのかというところを、もう少し説明をしていただきたい。</p>                               |
| 事務局 | <p>ご質問にお答えします。課長と課長補佐級である、推進員の関係ですが、課内の業務を進めていく中で、課長補佐や副主幹というのは、その課の中でのリーダー的な立場という位置付けがあると思います。推進員が中心となって、課内にある人権課題や、人権に配慮した対応など、そういったものに取り組んでいくという立場であるとして、課のリーダーとして据えていきたいというふうに考えております。</p>                                                                                     |
| 会長  | <p>リーダーということで説明がありました。課員の一人ひとりの問題については、推進員が課長に伝え、課長が判断するようになりますよね、当然。課員が人権侵害を起こさないようにするのが課長の職務です。</p>                                                                                                                                                                              |
| 委員  | <p>なぜ今になって市役所の中でこうした推進員を置くということが出てきたのかについて説明してもらいたいと思います。今頃こういうことを進めようというのがおかしいのではないかと思います。公務の仕事に携わっている人が、今頃こういったことをいうこと自体おかしいと私は思います。</p>                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>お答えをします。まずなぜ設置するのかということですが、人権課題の解決は行政の責務であるというところがあり、それを中心にして、私たちも今までいろんな研修に取り組んできたところです。今度はそれを一体的に取り組んでいくというふうな形で全庁的に取り組みを進めていくということで今回推進員を置くというような形を考えております。</p>                                                                                                              |
| 委員  | <p>今まで、できていなかったということですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>できていなかった、と言われたらそうなるかも分かりません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員  | <p>推進員を置くということは、今までの取り組みが充分ではなかったということですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>そういうご指摘を受ける場合もあるかと思いますが、人権尊重を推進していく立場として、今まで研修してきたことも含めて更に進めていきたいと考えております。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 会長  | <p>少し議論を整理しますが、人権尊重、差別の解消を法律上義務付けられたのは、つい最近です。例えば障害者差別解消法が施行されたのも、部落差別解消推進法も、L G B T理解促進法も最近です。高齢者の虐待防止法もつい最近です。今までも人権尊重が言われてきましたが、個別に法ができたのはこの数年の間です。官民間問わずに障害者に対する合理的配慮の提供が法律上の義務となったのは本当につい最近です。ですから、今回のものは法律に基づいて行政が動いたというふうに思います。公務の職場でも法律通りするというようになっていないということもたくさんあります。</p> |
| 委員  | <p>第4条のところですが、課長補佐の方とか所属長はこういった研修を受けているということでしょうか。年間2回から4回、受けられた点がすごくよくて、4年前からその活動をしているということで、112名が受けられているということなんですけれど</p>                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>も、その研修を受けた方は課にもどって、こういった話があったといったようなことを話し合う場はあるのでしょうか。せっかく研修を受けても、その方だけの研修じゃなくて、課全体で情報共有したり話し合うようなことはないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>ご質問にお答えいたします。確かに4回の研修、それ以外にもそれぞれの職階別の研修も行っておりますが、それぞれの課に戻った時に、こういう話があったというような話し合いの場や報告会みたいなのがあるのかと言われれば、把握しておりませんが、資料の回覧などはしているのではないかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員  | <p>皆さんが知るべきこととして、課の代表として参加しているので、情報を共有していただけたら、もっとさぬき市の行政が良くなるんじゃないかなと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。推進員にお願いすることになりますが、それぞれの課に戻った時に情報を共有するよう依頼したいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員  | <p>山田課長と一緒にこういった内容を考えてきた立場ですので、私から質問ではないのですが、先ほどの発言とも共通するのですが、職員に対してどのような人権教育をしていくのかということで、新採、係長級、課長補佐級と分けて、年代別に人権教育をするというようなことを進めてきましたが、職員にとってみれば人権教育を受けるのは受け身のような形でもあったと思います。</p> <p>これをもう一步進めるために、山田課長と協議し、特にその中でも課長補佐級は20年以上行政に携わっておりますし、仕事の中でも中核を担っています。その人たちが専門的な人権教育を受けて、今度は人権教育を進めていくリーダーという立場で組織づくりができないかということで、推進員を置くことにしました。山田課長とは何年も前からこういったことをやりたいねということで議論しながら進めてきました。</p> |
| 委員  | <p>我々が相談を受けるなかで、市の行政に関わることになれば、この課に相談してくださいと伝えます。相談者は、名前を明かさない方が大半ですので、今度この推進員を置くのであれば、まず相談者の方の話を聞いていただきたいのが私の願いです。もし該当しないなら、この課へ行かれたらどうですかと言って、最初に相談された課は追跡してどのようになったのか確認するなどして関わっていただければ我々は非常にありがたいと思っております。せっかく推進員を設置するのであればそういうことを周知していただいて、たらい回しにならないようにしていただきたいというのが我々の望みです。よろしくお願いします。</p>                                                                                        |
| 会長  | <p>ワンストップサービスというのが各課に共通する課題かと思います。全課共通の中には、ワンストップサービスというのもあるだろうと思います。その他ございますか、よろしいですか。ご意見がなければ締め切ってよろしいですか、それではどうもありがとうございました。事務局の方で何かございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>ご意見ありがとうございました。今日いただきましたご意見を踏まえて、再度、庁内の人権・同和対策本部会議で、議論を進めたいと思っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 会長  | <p>先ほどもいろいろなご意見が出ましたが、今までは人権尊重とか人権擁護とか差別をしてはいけないというのは、ようやく認識が一致してきましたが、そこで強調されてきたことは思いやりだったと思います。しかしこの数年前くらいからは、さらに一歩進んで差別を発生させない取り組みの義務づけ、例えば障害者差別解消推進法、ここでは官民間問わず障害者に不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供の義務が課せられてきました。民間事業者においては去年の4月から法律上の義務が施行されております。思いやりとか差別はいけないという時代から、それを発生させない、そのためにはどう</p>                                                                                                 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>するののかということが官民間問わず問われる時代に入りました。そこで、今までいろいろ取り組んできたことをより発展させて、市役所の各課において、どんなことができるのか、各課で共通することもあるれば、特定の課題もあるかと思います。それを推進員がリーダーとなって各課で取り組んでいこうという趣旨ですので、自治体として、自分達がどうしていくのかということで、非常に積極的な取り組みだと期待したいと思います。私のお願いなんですけど、ここにいろいろ各課の課題が出ていますが、これはあくまで事例だと思うので、特に日常の業務の中で 無意識無自覚に職員が行っている人権に関わる内容について積極的に吸い上げてほしいと思います。人権侵害の 9 割 9 分は無意識無自覚に起きています。だからどの課においても、現状を率直に洗い直し、気がつくことがあれば、今年はこれに取り組もうとか、確実に、地道に、足元を見つめて進んでいただければと思います。素案に書かれていることは、大半はすでに取り組んでいることだと思います。問題は一人ひとりが自分の問題として意識し、自覚できているのかということです。自分たちが差別しているのではないかという意識に変わっていけば、市も変わると思います。市役所は変わった、市民も見習わないといけない、さぬき市はいいところだとなっていくように期待しております。</p> |
| 会長  | <p>以上質問された内容につきましては、了解とさせていただきたいと思いますが、皆さんご意見ございませんか。</p> <p>〈意見なし〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長  | <p>ありがとうございました。人権啓発推進員の配置について了承したいと思います。なお、ご意見がまだある場合は、21日金曜日の夕方までに人権推進課に連絡をお願いします。ご審議ありがとうございました。</p> <p>次に、その他の議題を、事務局からお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>〈その他 インターネットモニタリング研修 取組報告の説明〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 会長  | <p>モニタリング研修の報告の中に具体的な事例が4例ほどありますが、こういったものが、ネット上で出てくると、書き込まれた人は本当に心臓が止まりそうになると思います。なぜ自分のことがここに出てくるのかと。私も書かれたことがあり、誰がこんなことを書くのか、なんの目的で書くのか、今でも不愉快です。思い出だけで、本当に気分が悪くなります。今まで法律が十分に周知されていなかったですが、今回の法律の改正によって取り組みはしやすくなったと思います。迅速に対応する義務が業者に対し課せられますので。大変ですが頑張ってくださいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 会長  | <p>委員さんから何かございませんか。なければ以上で今回の議題は終わりたいと思います。ご審議いただきありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>会長ありがとうございました。</p> <p>以上で令和6年度の第2回さぬき市人権擁護審議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">＜ 閉 会 ＞（14：30）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

